

旅行地理検定 準会場受験制度規程

本規程は、旅行地理検定の実施にあたり、実施要項・旅行地理検定受験規約に定める受験方法のほかに、次の要件を満たす団体（企業、学校法人等）が独自の受験会場（以下「準会場」といいます）の設置により受験を可能とする「準会場受験制度」の基本的事項を定めたものです。

1. 準会場受験の実施要件

- ・申請団体（以下、団体）が以下の要件をすべて満たすことを必要とします。
 - A. 受験者数が **5名以上**(※)で、団体責任者から一括でお申込みいただくこと
 - B. 各団体で検定実施に適した会場（教室・部屋等）、並びに監督員を用意できること
 - C. 旅行地理検定協会（以下、協会）が定める団体受験専用のお申込みフォームに、各団体責任者が必要事項をご記入の上、電子メールにてお申込みいただくこと
 - D. 受験料を申請団体から一括でお支払をいただくこと
 - E. 受験票、合否通知等の受験に必要な送付物を団体責任者が一括で受け取っていただくこと
- ※受験者数5名以上は、延べ人数でカウントいたします。同一受験者が、日本旅行地理検定と世界旅行地理検定のいずれかの級を両方受験する場合は、2名分の申込みとしてカウントします。

2. 準会場受験の運営要項

- ・準会場受験の実施日は、当協会が定める期間内で各団体が任意に設定できるものとします。
 - ・準会場受験は、マークシート受験による実施とします。
 - ・各団体にて受験会場を手配し、1教室（部屋）につき1名以上の監督者を配置してください。
 - ・試験資材に同封する団体受験運営マニュアルに則って試験の運営を行ってください。
- ※インターネット受験を希望される場合は、上記とは一部要件が異なりますので、後段「7. インターネット受験の取扱い」の項目を確認してください。

3. CBT会場受験との一括申し込み

- ・準会場受験の申込では、CBT会場受験の受験者と一括してお申込みすることはできません。CBT会場受験を希望する方は、専用のウェブサイト（一般受験者と同じ）からお申込みください。

4. 準会場受験の検定料

「1. 準会場受験の実施要件」をすべて満たした場合、準会場受験の検定料を適用させていただきます。

※CBT受験をお申込みされる場合は、**一般受験料を適用**いたします。また、CBT受験者は上記要件にある準会場受験者数にはカウントできません。

5. 5名未満で準会場受験を希望する場合

準会場受験は延べ受験者数5名以上での適用となりますが、**公開会場からの遠隔地等で移動に負担を伴う場合**で、以下の条件をご了承いただける場合には、準会場受験でのお申込みを承ります。ただし、必ずお申込み前に当協会にご相談いただきますようお願いいたします。

- A. 延べ受験者数が3～4名の場合は、「1. 準会場受験の実施要件」B～Eをすべて満たした場合に、一般受験料を適用させていただくことを条件として、準会場受験を実施いただけます。
- B. 延べ受験者数が1～2名の場合は、「1. 準会場受験の実施要件」B～Eをすべて満たした場合に、一般受験料の適用、および資材及び各種通知の発送に係る費用を貴団体にてご負担いただくことを条件と

して、準会場受験を実施いただけます。

6. お申し込み後の変更

- ・申込書類の提出後は、いかなる場合も、受験者／受験級／受験方法／試験区分／受験地の変更、取消し、受験料（請求額）の修正、返金はできません。
- ・入金の有無にかかわらず、お申込みフォームを当協会が受理した時点で受験料のお支払い義務が生じます。準会場受験お申込み後に個人の一般申込との重複が判明した場合でも、請求額の修正及び返金はいたしません。事前に、十分にご確認の上お申込みください。

7. インターネット受験の取扱い

- ・一団体でお申込みいただく準会場受験者の受験方法が、インターネット受験の場合の実施要件も準会場受験制度規程に準じます。ただし、インターネット受験の場合は、各団体で検定実施に適した会場、監督員を用意せずに各自で受験することも可能です。
- ・インターネット受験は、当協会が定める日時に限定させていただきます。
- ・インターネット受験を実施する場合、受験の際に受験者個人の有効なメールアドレスが必要になります。メールアドレスの事前登録は不要です。また、試験結果の連絡等には使用しません。

8. 不正行為等

- ・協会は、次の各号に掲げる受験者の行為を不正行為とみなし、禁止します。
 - ①氏名等を偽って受験すること。
 - ②問題用紙、問題画面以外のウェブサイトや、書籍またはその他資料を見て解答すること。
 - ③本検定の問題を漏洩すること、または漏洩を受けて受験すること。
 - ④その他、本検定の開催・運営を妨げ、他の受験者に迷惑をかけること。
- ・上記により、不正行為が判明した場合、受験者は本検定の受験資格、または合否認定の資格を失い、失格とします。
- ・協会は、不正行為を繰り返す者又は今後も繰り返す蓋然性が高いと判断した団体につき、以降の準会場受験の申込又は受験を受け付けない場合があります。

9. 本規程の適用

- ・旅行地理検定準会場受験に申し込まれた場合は、本規程に同意したものとみなします。

附則

1. 改廃権限

本規約の改廃権限は、旅行地理検定協会に帰属する。

2. 施行

本規約は2020年2月1日から施行する。

3. 改定施行

本規約は、2021年4月1日から改正施行する。

旅行地理検定協会（事務局）

〒140-0002 東京都品川区東品川 2-3-14 東京フロントテラス7F

TEL : 03-6260-1208 FAX : 03-6260-1210